経済産業省

製造業における
特定技能外国人材の受入れについて

- 素形材産業
- 産業機械製造業
- 電気・電子情報関連産業

2021年12月

経済産業省

特定技能外国人材制度の概要（製造３分野）

分野	1　人手不足状況	2　人材基準		3　その他重要事項		
	見込数（5年間の最大数）	技能試験	日本語試験	特定技能外国人材が従事できる仕事（主なもの）	受入れ機関等へ特に課す条件等	雇用形態
素形材産業	21,500人	**製造分野特定技能1号評価試験**【新設】	①国際交流基金日本語基礎テストもしくは②日本語能力試験（N4以上）	鋳造、鍛造、金属プレス等 全13職種	**「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」**に参加し，情報の把握・分析等に協力すること　等	直接
産業機械製造業	5,250人			金属プレス、溶接、プラスチック成形等 全18職種		
電気・電子情報関連産業	4,700人			電子機器組立て、プラスチック成形、溶接等 全13職種		

（※）技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除となります。【政府基本方針】

（参考）外国人材の受入れに向けて製造業の3業種における「分野別運用方針」（閣議決定）
http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181225011/20181225011.html

製造３分野の受入れ産業分類（日本標準産業分類にもとづく）

＊以下の産業分類について、製造品出荷額等が発生していない場合には協議・連絡会に加入いただくことはできません。

素形材産業	
2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

産業機械製造業	
2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
26	生産用機械器具製造業（ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

電気・電子情報関連産業	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
30	情報通信機械器具製造業

（参考1）特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（告示に関するガイドライン）（法務省）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

（参考2）日本標準産業分類（平成25年10月改定）（大分類 E 製造業）（総務省）
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#e

（参考） 製造3分野の該当性の判断基準

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領（平成31年3月20日）
（運用要領別冊）から抜粋　※3分野それぞれにあります

＜産業分類に掲げる「産業を行っている」について＞

○1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において，直近1年間で、3分野の産業分類として掲げた産業について、「製造品出荷額等」が発生していることを指します。

※ 製造品出荷額等とは，直近1年間における製造品出荷額，加工賃収入額，くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり，消費税及び酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。

① 製造品の出荷とは，その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を，直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また，次のものも製造品出荷に含みます。

ア　同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
イ　自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
ウ　委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み，直近1年間中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは，直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し，あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工，処理を加えた場合，これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額とは，上記①，②及びくず廃物の出荷額以外（例えば，転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの），修理料収入額，冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

特定技能１号（製造３分野）の対象業務区分一覧とそれに対応する技能実習２号移行対象職種

特定技能１号対象業務区分	技能実習２号移行対象		受入れ可能な事業者の産業分野		
	職種名	作業名	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造	○	○	－
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造	○	○	－
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト	○	○	－
機械加工	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	○	○	○
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	○	○	○
鉄工	鉄工	構造物鉄工	－	○	－
工場板金	工場板金	機械板金	○	○	○
めっき	めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき	○	○	○
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	○	－	－
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	○	○	○
機械検査	機械検査	機械検査	○	○	－
機械保全	機械保全	機械系保全	○	○	○
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	－	○	○
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	－	○	○
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造	－	○	○
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形	－	○	○
塗装	塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装	○	○	○
溶接	溶接	手溶接 半自動溶接	○	○	○
工業包装	工業包装	工業包装	－	○	○

この範囲に限り転職可能